

令和 6 年 1 月 26 日
消 防 庁

消防法施行規則の一部を改正する省令（案）等に対する意見公募の結果 及び改正省令等の公布

消防法施行規則の一部を改正する省令（案）等について、令和 5 年 11 月 23 日（木）から令和 5 年 12 月 22 日（金）までの間、意見を公募したところ、2 件の意見の提出がありました。この結果を踏まえて、本日、「消防法施行規則の一部を改正する省令」等を公布しましたのでお知らせします。

1 改正内容

消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 17 条の 10 に規定する工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習（以下「消防設備士講習」という。）は、現在都道府県が実施していますが、都道府県からの意見も踏まえ、オンライン化への対応として、オンライン講習を行う指定講習機関（同法第 17 条の 11 第 1 項に規定する指定講習機関をいう。以下同じ。）を新たに指定できるようにすることが必要となったことから、消防設備士講習に係る指定講習機関の指定基準等を規定するため、消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号）等を改正するものです。概要については、別紙 2 をご覧ください。

2 意見公募の結果

消防法施行規則の一部を改正する省令（案）等について、令和 5 年 11 月 23 日（木）から令和 5 年 12 月 22 日（金）までの間、意見を公募したところ、2 件の意見の提出がありました。提出された意見及び意見に対する考え方は、別紙 1 のとおりです。

3 改正省令等の公布

消防庁では、意見公募の結果を踏まえて検討し、以下の改正省令等を令和 6 年 1 月 26 日に公布しました。

- ・ 消防法施行規則の一部を改正する省令（令和 6 年総務省令第 5 号）〔別紙 3〕
- ・ 消防法施行規則第三十三条の十七第三項の規定に基づく工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習の実施に関し必要な細目の一部を改正する件（令和 6 年消防庁告示第 3 号）〔別紙 4〕



（事務連絡先）
消防庁予防課 米田課長補佐、田村
TEL 03-5253-7523（直通）
MAIL yobo_atmark_soumu.go.jp
※スパムメール対策のため、「@」を
「_atmark_」と表示しております。送信
の際には、「@」に変更してください。

【消防法施行規則の一部を改正する省令（案）等に対して提出された御意見及び御意見に対する考え方】

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
No.1	○ 「講習の実施に関する計画の適性かつ確実な実施に必要な経理的および技術的な基礎を有すること」ができれば、講習料金の価格設定は自由ですか。例えば収支を合わせられるのであれば500円で講習を提供してもよいのでしょうか？ ○ 防火管理者講習については消防法施行規則第1条の4第3項にて講習の業務を行う者の条件に該当する者が規定されていますが、第33条の17の2については準用せずに防火管理経験や予防業務への従事経験が無い者が講習業務を行えるという解釈で宜しいでしょうか。 ○ 講習動画と全く同じ動画をYouTubeに公開しても抵触しませんか？また、講習資料の内容を誰でも見られるようにWebサイトで公開してもいいですか？	○ 消防法（昭和23年法律第186号）第17条の11第1項の規定に基づき、消防設備士講習の手数料は、消防法施行令（昭和36年政令第37号）第36条の8において7,000円と定められています。 ○ 改正後の消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。）第33条の17の2第3項第1号では「職員、設備、講習の実施の方法その他の事項についての講習の実施に関する計画が講習の適正かつ確実な実施のために適切なものであること」を指定の要件としております。職員の業務経験や資格等について一律の基準は設けておりませんが、講習の適正かつ確実な実施のためには、一定の業務経験や資格を有する職員が必要になると考えております。 ○ 講習動画や講習資料の内容を、Webサイト等で無料で公開することは、想定しておりませんが、講習の適正かつ確実な実施の妨げにならない限り、一律に禁じるものではありません。なお、無料で公開された動画や資料を視聴・閲覧するだけでは、消防設備士講習の受講と認められないこ	有

- 講習で用いるテキストについて、オンライン講習の場合は PDF を配布してもいいですか？
- 防火管理者講習と異なり、オンラインのみで実地の講習は提供しない運用で宜しいでしょうか。
- 「指定講習機関の指定は、講習を行おうとする法人の申請により行う。」とありますが、一般財団法人日本消防設備安全センター以外でも、講習を行おうとする法人の申請が条件を満たしていれば指定講習機関になれるのでしょうか？
- 講習終了後 30 分間程度の効果測定は、何点でも課程を修了した者となるのでしょうか？また、つまり講習科目 4 つをまとめた効果測定がスタンダードになる想定でしょうか？
- 「修了証」のフォーマットは、これから規定されるのでしょうか？それとも自由でしょうか？また、電子署名した PDF を発行することで足りるでしょうか？その他、配布方法について具体例あればお教え頂きたいです。

とにご留意ください。

- お見込みのとおりです。
- 改正後の規則第 33 条の 17 の 2 第 3 項第 4 号に規定しているとおり、オンラインのみで講習を行うことができます。
なお、防火管理に関する講習の登録講習機関についても同様です。
- 一般財団法人日本消防設備安全センターが申請するか否かは承知しておりませんが、複数の法人から指定講習機関についての申請があった場合は、それぞれ指定要件を満たすか否かを審査します。
- 今回の改正は、講習科目ごとに効果測定を実施することが可能である旨を明確化したものです。効果測定による修了の判定は、「「工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習の実施細目を定める件」の運用について」（平成 16 年 9 月 29 日消防予第 184 号）を踏まえて、各講習実施主体において適正に運用することとされています。
- 「消防設備士講習のオンライン化の推進について」（令和 5 年 3 月 22 日消防予第 184 号）で示した「消防設備士講習のオンライン化に係るガイドライン」において修了証の例を示しておりますが、御意見を踏まえ、修了証の様式

	○ 講習を実施する日時（サービス提供可能な日次）がオンラインの場合は 24 時間 365 日サービス提供が可能なので、常に実施している旨を各都道府県および市町村のホームページにて公示し続けて頂くことでよろしいでしょうか。	を平成 16 年消防庁告示第 25 号に定めることとしました。また、修了証の発行方法については、電子署名した PDF をメール等で送付する方法や講習システムから修了証をダウンロードする方法等が考えられます。 ○ 指定講習機関が行う講習を実施する日時等の公示は、指定講習機関が行うこととなります。指定講習機関が行う御意見のようなオンライン講習の公示は、指定講習機関のホームページで講習動画の提供時間等を掲載する方法が考えられます。	
No.2	○ 消防設備士免状は消防法第 17 条の 13 でその業務に従事するときは携帯しなければならないですが、消防設備士講習の受講状況が今後裏面に記載ではなく、修了証を発行されることになった場合について、修了証の大きさの規程がないと思われます。もし A4 サイズ等であれば携帯に不便であり、携帯していない場合、消防法 17 条の 10 に適合しているかの判断が困難となる可能性があります。 修了証も併せて携帯しやすいよう、修了証は消防法施行規則別記様式第 1 号の 3 と同じサイズとするように規定してください。	○ 講習修了証明は、対面講習においては、従来どおり、講習後に消防設備士免状にその旨が記載されることとなります。オンライン講習においては、「消防設備士講習のオンライン化に係るガイドライン」において修了証の例を示しておりますが、御意見を踏まえ、修了証のサイズを含めた様式を平成 16 年消防庁告示第 25 号に定めることとしました。	有

○意見提出者数：2件

※1 提出意見数は、意見提出者数としています。

※2 とりまとめの都合上、いただいた御意見は要約する等の整理をしております。

消防法施行規則の一部を改正する省令等について

令和 6 年 1 月
消防庁予防課

1 改正概要

- 「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」（令和 4 年 6 月 3 日デジタル臨時行政調査会）により、対面講習は原則としてオンライン化することとされた。
- 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 17 条の 10 に規定する工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習（以下「消防設備士講習」という。）は、現在都道府県が実施しているが、都道府県からの意見も踏まえ、オンライン化への対応として、オンライン講習を行う指定講習機関（同法第 17 条の 11 第 1 項に規定する指定講習機関をいう。以下同じ。）を新たに指定できるようにする必要がある。
- そこで、消防設備士講習に係る指定講習機関の指定基準等を規定するために、消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号）等を改正する。

2 改正内容**（1）消防法施行規則の一部を改正する省令**

- 消防設備士講習に係る指定講習機関の指定基準について、以下のとおり定める。
 - ・ 指定講習機関の指定は、消防設備士講習を行おうとする法人の申請により行うこと
 - ・ 指定を受けようとする法人が総務大臣に提出する申請書及び添付書類（定款及び登記事項証明書等）を定めること
 - ・ 総務大臣は、指定を受けようとする法人が、オンライン講習ができる体制を有していること等の要件を満たしていると認めるときでなければ指定をしてはならないこと
 - ・ 総務大臣は、指定を受けようとする法人が、一般社団法人又は一般財団法人以外の者であること等の要件に該当するときは、指定をしてはならないこと
 - ・ 総務大臣は、指定講習機関を指定したときは、当該指定を受けた者の名称等を公示しなければならないこと
- その他、講習の頻度、指定講習機関の役員等の守秘義務等の指定講習機関の運営等に関する事項について、消防法施行規則第 1 条の 4 に規定する防火管理講習に係る登録講習機関の運営等に関する事項に準じて規定する。
- その他、所要の改正を行う。

（2）消防法施行規則第三十三条の十七第三項の規定に基づく工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習の実施に関し必要な細目の一部を改正する件

- 消防設備士講習の修了証明の方法として、修了証の発行を追加する等の規定の整備を行う。

3 施行期日

- （1）（2）ともに、公布の日から施行する。

○総務省令第五号

消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第十七条の三の三及び第十七条の十の規定に基づき、並びに同法を実施するため、消防法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年一月二十六日

総務大臣 松本 剛明

消防法施行規則の一部を改正する省令

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
(消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検及び報告) 第三十一条の六 [略] [2 略] 3 防火対象物の関係者は、前二項の規定により点検を行った結果を、維持台帳(第三十一条の三第一項及び第三十三条の十八の届出に係る書類の写し、第三十一条の三第四項の検査済証、第五項の報告書の写し、消防用設備等又は特殊消防用設備等の工事、整備等の経過一覽表その他消防用設備等又は特殊消防用設備等の維持管理に必要な書類を編冊したものをいう。)に記録するとともに、次の各号に掲げる防火対象物の区分に従い、当該各号に定める期間ごとに消防長又は消防署長に報告しなければならない。ただし、特殊消防用設備等にあつては、第三十一条の三の二第六号の設備等設置維持計画に定める点検の結果についての報告の期間ごとに報告するものとする。 [一・二 略] [4ゝ8 略] (工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習) 第三十三条の十七 消防設備士は、免状の交付を受けた日以後における最初の四月一日から二年以内^に法第十七条の十に規定する講習(以下この条及び次条において単に「講習」という。)を受けなければならない。 2 前項の消防設備士は、同項の講習を受けた日以後における最初の四月一日から五年以内に講習を受けなければならない。当該講習を受けた日以降においても同様とする。 [3 略] (工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習に係る指定講習機関) 第三十三条の十七の二 法第十七条の十一第一項に規定する指定講習機関(以下この条において単に「指定講習機関」という。)の指定は、講習を行おうとする法人の申請により行う。 2 指定を受けようとする法人は、当該法人の名称及び主たる事務所の所在地並びに指定を受けようとする年月日を記載した申請書に次に掲げる書類を添付して、総務大臣に提出しなければならない。 一 第三十三条の十五第二項第一号から第七号まで及び第十二号に掲げる書類 二 講習事務を取り扱う事務所の名称及び所在地を記載した書類 三 講習事務の実施の方法の概要を記載した書類 四 第四項各号のいずれにも該当しないことを説明した書類 3 総務大臣は、前項の規定による申請が次の要件を満たしていると認めるときでなければ、法第十七条の十の規定による指定をしてはならない。 一 職員、設備、講習の実施の方法その他の事項についての講習の実施に関する計画が講習の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。	(消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検及び報告) 第三十一条の六 [同上] [2 同上] 3 防火対象物の関係者は、前二項の規定により点検を行った結果を、維持台帳(第三十一条の三第一項及び第三十三条の十八の届出に係る書類の写し、第三十一条の三第四項の検査済証、次項の報告書の写し、消防用設備等又は特殊消防用設備等の工事、整備等の経過一覽表その他消防用設備等又は特殊消防用設備等の維持管理に必要な書類を編冊したものをいう。)に記録するとともに、次の各号に掲げる防火対象物の区分に従い、当該各号に定める期間ごとに消防長又は消防署長に報告しなければならない。ただし、特殊消防用設備等にあつては、第三十一条の二第六号の設備等設置維持計画に定める点検の結果についての報告の期間ごとに報告するものとする。 [一・二 同上] [4ゝ8 同上] (講習) 第三十三条の十七 消防設備士は、免状の交付を受けた日以後における最初の四月一日から二年以内^に法第十七条の十に規定する講習を受けなければならない。 2 前項の消防設備士は、同項の講習を受けた日以後における最初の四月一日から五年以内に法第十七条の十に規定する講習を受けなければならない。当該講習を受けた日以降においても同様とする。 [3 同上] [新設]

二 前号の講習の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。 三 申請者が、講習以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによつて当該講習が不公正になるおそれがないこと。 四 全国の講習を受講しようとする者に対して、通信の方法（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら講義又は演習をする方法その他これに準ずる方法をいう。）又は当該通信の方法及び対面により講習の業務を行うことができる体制を有していること。 4 総務大臣は、第一項の規定による申請をした法人が、次の各号のいずれかに該当するときは、法第十七条の十の規定による指定をしてはならない。 一 一般社団法人又は一般財団法人以外の者であること。 二 その法人又はその業務を行う役員が法又は法に基づく命令に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない法人であること。 三 第八項の規定により読み替えて準用する第一条の四第二十一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない法人であること。 四 第八項の規定により読み替えて準用する第一条の四第二十一項の規定による指定の取消しの日前三十日以内にその取消しに係る法人の業務を行う役員であつた者でその取消しの日から二年を経過しないものがその業務を行う役員となつてゐる法人であること。 5 総務大臣は、法第十七条の十の規定による指定をしたときは、当該指定を受けた者の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該指定をした日を公示しなければならない。 6 指定講習機関は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を総務大臣に届け出なければならない。 7 総務大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。 8 第一条の四第九項から第十五項まで、第十六項（第五号を除く。）、第十七項から第二十一項まで及び第二十二項（第一号及び第二号を除く。）の規定は、指定講習機関について準用する。 この場合において、第一条の四第十項中「第二条の三に定める」とあるのは「第三十三条の十七第三項の規定に基づき消防庁長官が定める」と、同条第十六項第二号中「実施場所」とあるのは「実施場所又は実施方法」と、同項第四号中「別記様式第一号による修了証の交付の有無」とあるのは「前号の受講者のうち、講習修了証明を受けた者及びその年月日」と、同条第十七項及び第二十一項第一号中「第三項各号」とあるのは「第三十三条の十七の二第三項各号」と、同項第二号中「第四項第一号又は第三号」とあるのは「第三十三条の十七の二第四項第一号、第二号又は第四号」と読み替へるものとする。	
---	--

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

（消防法及び石油コンビナート等災害防止法の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正）

2 消防法及び石油コンビナート等災害防止法の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十七年総務省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

別表第一及び別表第三中「第三十一条の七第二項」の下に「、第三十三条の十七の二第八項」を加える。

○消防庁告示第三号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第三十三条の十七第三項の規定に基づき、平成十六年消防庁告示第二十五号（消防法施行規則第三十三条の十七第三項の規定に基づく工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習の実施に関し必要な細目）の一部を次のように改正する。

令和六年一月二十六日

消防庁長官 原 邦彰

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第二 講習科目及び講習時間 〔一・二 略〕 三 一の講習修了後三十分間程度（講習科目ごとに行う場合にあっては、合計三十分間程度）の効果測定を行うものとする。 第三 講習修了証明 課程を修了した者に対しては、消防設備士免状にその旨を記載し、又は別記様式第一の修了証を発行するものとする。 第四 その他講習の実施に関し必要な細目 一 講習の日時、場所等の公示 講習を実施する日時、場所その他講習の実施に関し必要な事項は、都道府県知事（総務大臣が指定する市町村長その他の機関を含む。以下同じ。）があらかじめ公示するものとする。 二 受講申請手続 講習を受けようとする者は、別記様式第二の消防設備士受講申請書に次の各号に掲げる書類を添付して、これを都道府県知事に提出するものとする。 〔一〕 〔二〕 略	第二 〔同上〕 〔一・二 同上〕 三 一の講習修了後三十分間程度の効果測定を行うものとする。 第三 〔同上〕 課程を修了した者に対しては、消防設備士免状にその旨を記載するものとする。 第四 〔同上〕 一 〔同上〕 講習を実施する日時、場所その他講習の実施に関し必要な事項は、都道府県知事があらかじめ公示するものとする。 二 〔同上〕 講習を受けようとする者は、別記様式の消防設備士受講申請書に次の各号に掲げる書類を添付して、これを都道府県知事に提出するものとする。 〔一〕 〔二〕 同上

備考 表中の「」の記載は注記である。

別記様式を別記様式第二とする。

附則の次に次の様式を加える。

別記様式第一

85mm 以下	
修了証氏名	
あなたは消防設備士講習の以下の講習区分について、講習の課程を修了されました。 よってこれを証します。 この修了証は、消防設備士免状と一緒に保持してください。 講習区分：	
年	月
日	
都道府県知事 (指定講習機関)	
印	印
54mm 以下	

附 則

この告示は、公布の日から施行する。